

平成22年6月19日(土) 10時～17時 改正貸金業法施行翌日

司法書士による無料電話相談

「クレジット・サラ金・借りられなくなった人110番」

を開催します。



～滋賀県司法書士会～

相談電話番号 077-527-5545 077-527-5576

※電話相談会終了後も、通常の無料相談会にて引き続き相談をお受け致します。



日時 平成22年6月19日(土) 10:00-17:00 無料

相談電話 077-527-5545 077-527-5576

相談例 消費者金融からこれ以上貸せないと言われた/配偶者の同意書
提出を求められた/返済に困り、ヤミ金融から借りてしまった など

お問い合わせ先

滋賀県司法書士会相談事業部 山下哲史 077-528-0007



6月18日(金)から施行される改正貸金業法では、収入の3分の1の以内でしか新たな借入ができなくなる総量規制が実施されます。

これに伴い、消費者金融等から借入れをされていて、借入返済を繰返していた利用者の方からの相談が急増すると予想されます。

そこで司法書士が「貸金業法完全施行」の呼びかけとして、新たな借入ができなくなり、返済に困っている方はもとより、ヤミ金融に借入をしてしまった方など、幅広い相談に無料で応じる電話相談会を開催致します。

どうぞ、お気軽にお電話ください。